

東京都屋外広告物条例（抜粋）

（禁止区域）

第 6 条 次に掲げる地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

十 道路、鉄道及び軌道の路線用地。ただし、第 8 条第二号に掲げる地域を除く。

十一 前号の路線用地に接続する地域で、知事の定める範囲内にあるもの。ただし、第 8 条第二号に掲げる地域を除く。

十二 前各号に掲げるもののほか、別に知事の定める地域

（沿道、沿線等の禁止区域に許可を受けて表示又は設置をすることができる広告物等）

第 16 条 次に掲げる広告物等(前三条及び次条に規定するものを除く。)は、第 6 条の規定にかかわらず、知事の許可を受けたときは、同条第十号及び第十一号に掲げる地域(同条第一号から第九号まで及び第十二号に掲げる地域又は場所を除く。)に表示し、又は設置することができる。ただし、第一号に掲げる広告物等の許可の基準は、規則で定める。

一 第 6 条第十号に規定する道路の路線用地及び同条第十一号に規定する道路の路線用地に接続する地域で、かつ、都市計画法第 7 条第一項の規定により定められた市街化調整区域に表示し、又は設置する広告物等

二 第 6 条第十一号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、当該広告物等を表示し、又は設置する当該地域の路線用地から展望できないもの(前号に掲げるものを除く。)